

弘前市市民参加型まちづくり1%システムロゴマーク 使用要領

1 目的

この使用要領は、弘前市市民参加型まちづくり1%システム支援補助金交付要綱第21条第3号に基づき、市民の市民活動への参加の機会を広げるため作成した、弘前市市民参加型まちづくり1%システムロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 ロゴマークの権利

ロゴマークに関する一切の権利は、弘前市に属する。

3 使用の条件

ロゴマークは、市民参加型まちづくり1%システム採択事業においてのみ使用できる。

4 使用にあたっての禁止事項

ロゴマークの使用にあたり、次に掲げることを禁止する。

- (1) ロゴマークの一部を省略したり、変更して使用すること。
- (2) たて・よこの比率、又は色を変更して使用すること。
- (3) グッズの作製・販売等の二次使用をすること。

5 無断使用

市長は、ロゴマークの無断使用については、その使用の中止を求めることができる。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年2月3日から適用する。